

記入例

【高さ31メートルを超える高層共同住宅】全体についての防火管理に係る消防計画

別記様式第1号の2の2の2（第4条、第51条の11の2関係）		①届出日を記入
全体についての消防計画作成（変更）届出書 ①		②「川崎市消防長」と記入
○○年○○月○○日 ② 川崎市消防長 殿		③「防火」「防災」のうち、該当するものの□印にレ点を付ける。
統括 ③ <input checked="" type="checkbox"/> 防火 管理者 <input type="checkbox"/> 防災 川崎市○○区○○町○-○-○ 住 所 ●●マンション ○○○号室 ④ 氏 名 川崎 太郎		④統括防火防災管理者の現住所、氏名を記入
③ <input checked="" type="checkbox"/> 防火 別添のとおり、全体についての <input type="checkbox"/> 防災 管理に係る消防計画を作成（変更）したので届け出ます。		⑤事業所の管理について権原を有する者の氏名を記入
管理権原者の氏名 （法人の場合は、名称及び代表者氏名）	⑤ <input type="checkbox"/> 管理組合 <input type="checkbox"/> 理事長 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	※個人の場合は氏名 法人の場合は名称、役職及び代表者氏名
防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物	⑥ 川崎市○○区○○町○-○-○	⑥防火対象物（又は建築物その他の工作物）の所在地を記入
防火対象物 又は の名称 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の名称）	⑦ ●●マンション	⑦防火対象物（又は建築物その他の工作物）の名称を記入
防火対象物 又は の用途 建築物その他の工作物 （変更の場合は、変更後の用途）	⑧ 共同住宅 令別表第1	⑧別紙を参照し、防火対象物（又は建築物その他の工作物）の用途を記入
⑨ (5) 項ロ	⑨ 共同住宅 令別表第1 ⑨ (5) 項ロ	⑨別紙を参照し、前⑧に該当する消防法施行令別表第一の項及びイ、ロ等の区分を記入
その他必要な事項 （変更の場合は、主要な変更事項）	⑩	⑩特記事項がある場合は記入（変更届出の場合は、主な変更事由を記入）
受 付 欄*	経 過 欄*	
備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。 2 □印のある欄については、該当の□印にレを付けること。 3 ※印の欄は、記入しないこと。		（例）全体についての消防計画の内容変更

【防火対象物の用途】

令別表第1

項 別		防 火 対 象 物 の 用 途 等		
1項	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場		
	ロ	公会堂・集会場		
2項	イ	キャバレー・カフェー・ナイトクラブその他これらに類するもの		
	ロ	遊技場・ダンスホール		
	ハ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1項イ・4項・5項イ及び9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令（規則5-1）で定めるもの		
3項	イ	待合・料理店その他これらに類するもの		
	ロ	飲食店		
4項	百貨店・マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場			
5項	イ	旅館・ホテル・宿泊所その他これらに類するもの		
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅		
6項	イ	(1)	(i)	診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（2）(i)において同じ。）を有すること。
			(ii)	医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。
		(2)	(i)	診療科名中に特定診療科名を有すること。
		(ii)	四人以上の患者を入院させるための施設を有すること。	
	(3)	病院（(1)に掲げるものを除く。）、患者を入院させるための施設を有する診療所（(2)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所		
	(4)	患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所		
	ロ	(1)	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
			(2) 救護施設	
			(3) 乳児院	
			(4) 障害児入所施設	
(5)				
(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）				
ハ	(1)	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
		(2) 更生施設		
		(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業又は同条第9項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの		
		(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）		
		(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
ニ	幼稚園又は特別支援学校			
7項	小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・大学・専修学校・各種学校その他これらに類するもの			
8項	図書館・博物館・美術館その他これらに類するもの			
9項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場・熱気浴場その他これらに類するもの		
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場		
10項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）			
11項	神社・寺院・教会その他これらに類するもの			
12項	イ	工場又は作業場		
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ		
13項	イ	自動車車庫又は駐車場		
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫		
14項	倉庫			
15項	前各号に該当しない事業場			
16項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの		
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		
16の2項	地下街			
16の3項	建築物の地階（16の2項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）			
17項	文化財保護法の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律の規定によって重要美術品として認定された建造物			
18項	延長50メートル以上のアーケード			
19項	市町村長の指定する山林			
20項	総務省令で定める船車（規則5-2）			

備考

- ☆ 特定用途防火対象物は、（1）項から（4）項、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物をいう。（法17の2の5）
- ☆ （16の3）項は、通称「準地下街」といわれている。

共同住宅の名称を記入してください。

全体についての防火管理に係る消防計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この全体についての防火管理に係る消防計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、●●マンション以下「当該共同住宅」という。)の管理権原者の協議により、共同住宅全体の統括防火管理業務を行うのに必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この全体についての防火管理に係る消防計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当該共同住宅に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 当該共同住宅の防火管理業務を受託している者
- (3) 当該共同住宅及び敷地内の全て

第2章 協議会の設置等

(協議会の設置)

第3条 当該共同住宅の防火管理業務を円滑に運営するために、当該共同住宅の居住者等を構成員として、統括防火管理協議会(以下「会」という。)を設置するものとする。

(会の構成員)

第4条 会の構成員は別表のとおりとする。

(会の設置等)

第5条 会の事務局は、代表者(以下「会長」という。)及び統括防火管理者の指示のもとで、会の事務を行うものとする。

(会長等の責務)

第6条 会の会長は、別表のとおりとする。

- 2 会長は、構成員と相互に意思の疎通を図るとともに、統括防火管理者に防火上必要な指示、命令をすることができる。
- 3 会長は、次の事項を変更した場合、消防署に届出をする。
 - (1) 別表において変更が生じたとき。
 - (2) 会長又は統括防火管理者を変更したとき。
 - (3) 会の事項において重大な変更をしたとき。

(会の事業)

第7条 会は、共同で当該共同住宅全体の防火管理を行うための基本的事項

について協議し、決定するほか、次の事項について審議及び研究するものとする。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の審議及び承認に関すること。
- (2) 統括防火管理者の選任に関すること。
- (3) 消防法令等防火管理業務に関する法令の研究に関すること。
- (4) 居住者等が行う消防訓練の実施方法等の研究に関すること。
- (4) 廊下等の共用部分の管理方法等の研究に関すること。
- (5) 全体についての防火管理に係る消防計画の効果的実施についての審議及び承認に関すること。
- (6) 地震、警戒宣言が発令された場合の対応についての研究に関すること。
- (7) 居住者等が行う消防訓練及びその結果の見直しに関すること。
- (8) その他会の運営に関すること。

実施予定を記載してください。

(会の開催)

第8条 会の開催は、定例会及び臨時会とするものとする。

- (1) 定例会は、年 2 回とし 4 月と 10 月とする。
- (2) 臨時会は、会長が必要と認めるときに開催する。

第3章 統括防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の選任)

第9条 統括防火管理者は、統括防火管理者選任(解任)届出書によるものとする。

- 2 会長は、会で協議され承認された統括防火管理者選任(解任)届出書を、会の構成員を代表して所轄消防署に届け出るものとする。

(統括防火管理者の権限と責務)

第10条 統括防火管理者は、この全体についての防火管理に係る消防計画の実行についての全ての権限を持って、次の業務を行うものとする。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の作成又は変更に関すること。
- (2) 居住者等が行う消防訓練の実施に関すること。
- (3) 会の構成員等への防火管理上必要な事項の報告、助言に関すること。
- (4) 工事中の安全対策に関すること。
- (5) 火気使用制限及び禁止に関すること。

ア 喫煙場所及び喫煙禁止場所の指定

イ 火気使用場所及び火気使用禁止場所の指定

ウ その他必要な場合における火気使用の制限又は禁止及び危険な場所への立入禁止

- (6) その他防火管理上必要と認める事項に関すること。

- 2 統括防火管理者は、会の構成員等からの報告に基づき調査を行い、必要事項については消防機関への届出又は連絡を行うとともに、火災予防上必要な措置を命ずることができる。

(会の構成員の責務)

第11条 会の構成員として、当該共同住宅の安全性を高めるために努めた
ければ、該当する共同住宅と該当しない共同住宅があります。「該当」の場合は、非該当を横線で消します。

(全体についての防火管理業務の一部委託) [該当 ・ 非該当]

第12条 会長は、委託を受けて当該共同住宅全体についての防火管理に従事する者(以下「受託者」という。)と当該業務の適正化を図るため、委託契約等の内容を別紙に定める項目に基づき、自己チェックする。

2 受託者は、この計画の定めるところにより、会長、統括防火管理者の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

3 受託者は、受託した共同住宅全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。

(雑則)

第13条 会において必要な経費は、その都度審議し経費の分担を定める。

施行日を記載してください。

附 則

この協議事項は、令和4年4月1日から施行する。

統括防火管理協議会構成員一覧表

役職名	事業所名	職・氏名	連絡先		
会 長					
副 会 長					
実態に応じて作成してください。					
統括防火管理者					
構 成 員					
番号	事業所名	管理権原者 職・氏名	防火管理者 職・氏名	使用階等	連絡先
1			防火管理者選任 (解任)届出による		
2					
3					
4					

※ 届出にあたっては、協議会の代表者が届けるものであることから、構成員の同意書等(印鑑)の添付は必要ありません。

全体についての防火管理業務の一部委託状況表

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

防火対象物名称		●●マンション		再受託者の有無
管理権原者氏名(統括防火管理協議会会長名)		〇〇 〇〇		<input checked="" type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 一部有り <input type="checkbox"/> 全部
統括防火管理者氏名		〇〇 〇〇		<input type="checkbox"/> 全部
受託者の氏名及び住所等				
〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕				受託者が再委託する場合記入
氏名(名称)		〇〇〇〇管理株式会社		
住所(所在地)		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
電話番号		TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		
担当事務所		〇〇営業所		
電話番号		〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号		
〔教育担当者講習修了者氏名〕		TEL〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇		
〔講習修了証番号〕		〇〇 〇〇		
〔教育計画〕		自衛消防業務講習 No.〇〇〇〇〇 〇月と〇月に実施する。		
受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲	常駐方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検監視業務	<input type="checkbox"/> 同左
			<input checked="" type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理	<input type="checkbox"/> 同左
	<input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置	<input type="checkbox"/> 同左		
	<input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 避難誘導	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡		
	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()		
方法	常駐場所	1階管理人室		
		1人		
方法	常駐人員	全域		
		24時間体制		
方法	委託する防火対象物の範囲			
		委託する時間帯		
方法	委託する防火対象物の範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務		
		<input type="checkbox"/> 同左		
・防火管理業務を第三者に委託する場合に限り添付してください。 ・委託する場合は委託内容に応じた箇所にチェックを入れてください。				
方法	巡回回数			
		巡回人員		
方法	委託する防火対象物の区域			
		委託する時間帯		
遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務	<input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置	<input type="checkbox"/> 同左	
遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡	
		<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()	
遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> その他()	
遠隔移報方式	方法	現場確認要員の待機場所		
		到着所要時間		
遠隔移報方式	方法	委託する防火対象物の区域		
		委託する時間帯		